

# 平成25年度における人事行政の運営等の状況

平成26年11月

石 巻 市

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 職員の任免

#### ア 採用者の状況

平成25年度に採用した一般職の職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	採用者数	備 考
一般行政職	40	行政25、保育士12、保健師2、学芸員1
一般行政職(任期付)	41	行政19、行政(自治体OB)18、 行政(特定任期付)1、保健師3、
一般行政職(再任用)	3	
労 務 職	4	
労 務 職(再任用)	5	
医 療 職	4	医師3、社会福祉士1
教 育 職	14	市立高等学校教諭8、幼稚園教諭3、指導主事 5、社会教育主事1人
計	111	

#### イ 職員の退職に関する状況

平成25年度に退職した一般職の職員は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	定年 退職	勸奨 退職	普通 退職	任期 末日	分限 免職	懲戒 免職	死亡 退職	合計
市長の事務部局	35	15	22	7			2	81
教育委員会の 事務部局	11	1	19					31
その他	2		1					3

※ 「その他」は、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局の合計をいいます(以下同じ。)

#### ウ 昇任制度の概要と実施状況

職員の昇任については、選考を行っており勤務成績が良好であることが必要です。

(単位：人)

区 分	部長級	次長級	課長級	補佐級	主査級	主任級	主任労務級	合 計
市長の事務部局	3	8	17	65	23	15	3	134
教育委員会の事務部局			5	12	4	1	6	28
その他				2	1			3
計	3	8	22	79	28	16	9	165

## エ 派遣職員の状況

### (7) 派遣した職員

平成25年度に石巻市から各団体に派遣した職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

派 遣 先	行政職	労務職
経済産業省	1	
宮城県後期高齢者医療広域連合	2	
石巻地区広域行政事務組合	5	2
石巻地方広域水道企業団	1	

### (4) 派遣された職員

平成25年度に各団体から石巻市に派遣された職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

派 遣 元	行政職	労務職
国土交通省	1	
石巻地区広域行政事務組合	8	3

## オ 身体障害者の任用状況

平成25年4月1日現在任用されている身体に障害のある職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	職員のうち障害のある職員数		
		普通障害者	特別障害者	合 計
市長の事務部局	1,317	10	7	17
教育委員会の事務部局	379		2	2

## (2) 職員数の状況

### ア 職員定数及び職員数

平成25年4月1日現在の任命権者ごとの職員の条例定数及び職員数は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	条例定数	職員数
市長の事務部局（病院局を除く。）の職員	1,360	1,155
病院局の職員	180	141
議会の事務局の職員	12	10
選挙管理委員会の事務局の職員	7	7
監査委員の事務局の職員	7	4
農業委員会の事務局の職員	11	11
教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員	180	161
教育委員会の所管に属する学校の職員	165	138
合 計	1,922	1,627

(注) 教育長及び組合専従者は含みません。また、自治法派遣職員（162名）は職員数に含めていません。

### イ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

平成18年度から平成22年度までの5年間の期間において、定員適正化計画に取り組んできた結果、一定の成果はあったものと考えております。

今後の取り組みについては、厳しい財政状況を勘案すると、これまで同様に職員数の適正化に努めていかなければなりません。未曾有の大規模災害となった東日本大震災に伴う職員配置の見直しや公務員の再任用等の制度改正など多様な行政需要に対応しつつ新たな視点に基づいた職員数の純減につながる計画策定を図っていくこととしています。

## 2 職員の給与の状況

### (1) 総括

#### ア 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口 (平成25年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年 度の人件 費率
平成25年度	人 150,303	千円 244,659,201	千円 9,362,361	千円 11,320,929	% 4.6	% 3.5

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

#### イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人 当 たり 給 与 費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 25 年度	人 1,373	千円 5,379,862	千円 905,103	千円 1,915,971	千円 8,200,936	千円 5,973

(注) 1 職員手当には、退職手当組合負担金は含まれません。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

#### ウ 平成25年度給与独自削減の状況

管理職手当一律20%カット

給料月額2～4%カット（3～4級2%、5～6級3%、7～8級4%）

#### エ ラスパイレス指数の状況（平成25年4月1日現在）

石 卷 市	類似団体平均	全国市平均
101.1 (93.4)	108.3 (100.1)	106.6 (98.5)

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 ( ) 内の指数は、国家公務員の臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合（減額前）の指数（参考値）です。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

(ア) 一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額 ※1	平均給与月額
一般行政職	44.4歳	319,900円	※2 393,000円
			※3 376,257円

※1 「平均給料月額」は、平成25年4月1日現在における職員の基本給の平均です。

※2 「平均給与月額」の上段は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※3 「平均給与月額」の下段は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

いずれも次表において同じです。

(イ) 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
全 体	46.2歳	285,300円	310,100円
			306,000円
うち清掃職員	45.8歳	279,200円	300,300円
			300,300円
うち学校給食員	47.2歳	277,000円	293,300円
			292,800円
うち用務員	49.1歳	293,600円	315,600円
			313,000円
うち自動車運転手	50.0歳	308,300円	362,000円
			333,800円
うち電話交換手	37.2歳	259,300円	267,300円
			267,300円
うちその他	47.8歳	294,300円	314,400円
			307,300円

イ 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

（単位：円）

区 分		石 巻 市	宮 城 県	国
一 般 行政職	大学卒	172,200	178,800	172,200
	短大卒	152,800	158,700	152,800
	高校卒	140,100	144,500	140,100

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成25年4月1日現在）

（単位：円）

区 分		経験年数7年以上 10年未満	経験年数10年以上 15年未満	経験年数15年以上 20年未満
一 般 行政職	大学卒	242,700	265,800	300,600
	短大卒	218,400	241,200	288,400
	高校卒	180,500	227,200	272,200
技 能 労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	257,400	247,300

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況（平成25年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職 員 数	構 成 比	前年の構成比
1 級	主事	88人	10.3%	5.5%
2 級	主事	28人	3.3%	3.6%
3 級	主査・主任主事	315人	36.7%	38.9%
4 級	主幹	68人	7.9%	8.7%
5 級	課長補佐	232人	27.0%	28.2%
6 級	課長	81人	9.4%	9.8%
7 級	次長	28人	2.9%	3.3%
8 級	部長	18人	2.4%	2.1%
合 計		858人	100.0%	100.0%

(注) 1 石巻市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

イ 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年度に給与構造改革を実施し、昇給幅の細分化を図り勤務成績に応じて昇給区分を決定していますが、さらに充実した勤務評価確立のため、人事評価制度の導入とともに評価の給与等への反映の仕組みについても検討することとしています。

(4) 職員の手当の状況（平成25年度）

ア 期末手当・勤勉手当

石巻市	宮城県	国
1人当たりの平均支給額 1,395千円	—	—
(支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)	(支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)	(支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級 による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級 による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級 による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成25年4月1日現在）

石巻市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例2%～20%加算			定年前早期退職特例2%～20%加算		
1人当たり平均支給額（平成24年度）					
自己都合等 9,187千円					
勸奨・定年 23,463千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成25年4月1日現在）

支給対象地域	支給対象職員数	支給率	
		石巻市	国
東京都特別区に在勤する職員	1人	18%	18%
仙台市に在勤する職員	2人	6%	6%
医師	2人	15%	15%
支給実績（平成25年度決算）	11,952千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	157,261円		

（注）石巻市立病院、牡鹿病院を除きます。

エ 特殊勤務手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫業務手当	社会福祉事務所等に所属する職員	感染症患者の救護、家畜伝染病の防疫等	1回550円
福祉業務手当	社会福祉事務所保護課に所属する職員	生活保護措置事務を担当する業務	月額7,000円以内
不快業務手当	斎場及び市立病院等に勤務する職員	火葬作業従事業務 死体の清拭等作業業務	月額8,800円(火葬) 1体1,000円
医療業務手当	夜間急患センターに勤務する医師	医療業務	月額350,000円以内
医療技術手当	河北歯科診療所に勤務する医師	医療業務	予算に定める額
医師手当	橋浦診療所に勤務する医師	医療業務	月額350,000円以内
研究手当	河北歯科診療所に勤務する医師	医療業務	予算に定める額
放射線業務手当	夜間急患センターに勤務する診療放射線技師	エックス線その他放射線を人体に対して照射する作業に従事する職員	月額7,000円
夜間看護手当	夜間急患センター及び田代診療所に勤務する看護師	深夜において行われる看護業務に従事する看護師	勤務1回につき6,800円以内
除雪業務手当	施設維持事務所等に勤務する職員	勤務時間以外の時間において除排雪等の業務に従事した場合	1日550円
危険作業手当	建設部等に所属する職員	高所及び深所における危険作業に従事する場合	1日310円以内
往診手当	橋浦診療所に勤務する医師	往診業務に従事する医師	月額350,000円以内

過疎地域診療手当	夜間急患センターに勤務する医師	田代診療所において診療業務に従事する医師	1日10,000円
予防接種手当	橋浦診療所に勤務する医師	予防接種業務に従事する医師	1回20,000円以内
校医手当	橋浦診療所に勤務する医師	相川地区において学校医として従事する医師	1人当たり500円以内
健康診断手当	橋浦診療所に勤務する医師	相川地区において健康診断業務に従事する医師	1人当たり1,500円以内
災害業務手当	全職員	災害対策本部の指示により屋外で2時間以上にわたり災害業務に従事した場合	1日550円以内
入学者選抜手当	市立高等学校に所属する職員	入学者を選抜する業務	1日1,000円
教員特殊業務手当	市立高等学校に所属する職員	非常災害時の生徒の保護、修学旅行、部活動の引率指導等	1日2,400円～6,400円
教員業務連絡指導手当	市立高等学校に所属する職員	教務主任等が行う連絡調整、指導助言	日額200円
支給実績（平成25年度）			46,939千円
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成25年度）			266,697円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）			10.4%
手当の種類（手当数）			20種類

（注） 石巻市立病院、牡鹿病院を除きます。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	553,655千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	399千円
支給実績（平成24年度決算）	556,281千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	332千円

（注） 石巻市立病院、牡鹿病院を除きます。

カ その他の手当

区 分	内 容	国の制度との同異	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 25 年度決 算)	支給職員 1 人当り 平均支給 年額(平成 25 年度決 算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 13,000 円</li> <li>・配偶者以外の扶養親族 6,500 円</li> <li>・配偶者のいない職員の扶養親族のうち 1 人 11,000 円</li> </ul>	同	無	千円 183,937	円 219,233
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月額 23,000 円以下の家賃を支払っている場合 家賃の月額から 12,000 円を控除した額</li> <li>・月額 23,000 円を超える家賃を支払っている場合 家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1 (限度額 16,000 円) に 11,000 円を加算した額</li> <li>・自宅の場合で新築・購入から 5 年間 2,500 円</li> </ul>	同	無 (ただし、国は自宅にかかる住居手当を平成 21 年 12 月分から廃止)	千円 63,667	円 247,730
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000 円</li> <li>・交通用具利用者 (交通用具のみ)</li> <li>片道 2km 以上 5km 未満 2,000 円</li> <li>片道 5km 以上 10km 未満 4,100 円</li> <li>片道 10km 以上 15km 未満 6,500 円</li> <li>片道 15km 以上 20km 未満 8,900 円</li> <li>片道 20km 以上 25km 未満 11,300 円</li> <li>片道 25km 以上 30km 未満 13,700 円</li> <li>片道 30km 以上 35km 未満 16,100 円</li> <li>片道 35km 以上 40km 未満 18,500 円</li> <li>片道 40km 以上 45km 未満 20,900 円</li> <li>片道 45km 以上 50km 未満 21,800 円</li> <li>片道 50km 以上 55km 未満 22,700 円</li> <li>片道 55km 以上 60km 未満 23,600 円</li> <li>片道 60km 以上 24,500 円</li> </ul>	同	無	千円 108,964	円 76,092

## (5) 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給料	市 長	1,000,000円 (800,000円)
	副市長	811,000円 (689,350円)
議員報酬	議 長	545,000円 (525,000円)
	副議長	481,000円 (461,000円)
	議 員	444,000円 (424,000円)
期末手当	市 長 副市長	(支給割合) 年間 2.95月 加算措置 有
	議 長 副議長 議 員	(支給割合) 年間 2.95月 加算措置 有
退職手当	市 長 副市長	(算定方式) (支給時期) 100分の44×在職月 任期毎に支給 100分の26×在職月 任期毎に支給

(注) 給料、議員報酬について、( ) の数字は独自削減後の給料月額等になります。

## 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との均衡を考慮して条例等で定めています。

## (1) 勤務時間、休憩時間の状況（平成25年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分 (1日7時間45分)	午前8時30分	午後5時00分	午後0時から 午後0時45分 まで

## (2) 年次有給休暇の取得状況（平成25年中）

区 分	平均取得日数
市長の事務部局	10日2時間54分
教育委員会の事務部局	8日4時間18分
その他	11日4時間48分
合 計 (平均)	10日1時間35分

## (3) 時間外勤務及び休日勤務の状況

時間外・休日勤務総時間数	職員1人当たり時間外・休日勤務時間数
203,741時間	120.00時間

## (4) 特別休暇制度の状況

休暇の種類	付与日数・期間
選挙権その他の公民権の行使	必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての裁判所等への出頭	必要と認められる期間
骨髄若しくは抹消血管細胞移植のための抹消血管細胞の登録及び骨髄移植のための骨髄若しくは抹消血管細胞移植のための抹消血管細胞の提供	必要と認められる期間
ボランティア活動	一の年において5日以内
結婚する場合	連続する7日以内
妊娠に起因する障害（つわり）	10日以内で必要と認められる期間
妊娠中の通勤混雑緩和	1日を通じて1時間を超えない範囲
母子保健法による保健指導、健康診査	必要と認められる期間
妊娠中の健康保持のための休息又は補食	必要と認められる期間
妊娠12週間未満の流産	10日以内で必要と認められる期間
産前休暇	産前8週間以内（多児妊娠14週間以内）
産後休暇	産後8週間
生後満1歳に達しない子の育児	1日2回各1時間の範囲
妻が出産する場合で子を養育するとき	5日以内
生理日において業務困難な場合	2日以内
妻の出産（出産予定日14日前から出産後14日）	2日以内
乳幼児の健康診査、予防接種等の介助	必要と認められる期間
親族（二親等以内）の看護	被看護者毎に1暦年において5日

	以内
親族が死亡した場合	死亡した親族に応じ1日から10日
父母、配偶者、子の追悼のための特別な行事	1日以内
夏季における心身健康維持増進等	7月から9月の期間内において5日
災害、交通機関等の事故時の不可抗力	必要と認められる期間
結核性疾患による勤務軽減	必要と認められる期間
通信教育等の面接授業への出席	必要と認められる期間
職務遂行に必要な資格試験等を受ける場合	必要と認められる期間
国、県、市町村その他公共団体からの表彰	必要と認められる期間
公共団体主催の運動競技会への選手又は役員	必要と認められる期間
職務に関連がある海外視察、派遣団への参加	必要と認められる期間
その他任命権者が特に必要と認める場合	承認を得た期間

(5) 育児休業等取得の状況

(単位：人)

区 分	育児休業取得者	部分休業取得者	育児短時間勤務取得者
市長の事務部局	30	1	
	20	5	
教育委員会の事務部局	2	1	
	2	1	
その他			
計	32	2	
	22	6	

※ 上段 平成25年度取得者  
下段 前年度から引き続き取得した者

#### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分の状況

分限処分とは、勤務実績不良の場合、心身の故障の場合、その職に必要な適格性を欠く場合等において、公務能率の維持及び適正な行政運営の確保を図るために行われる処分です。

平成25年度の分限処分は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	計
市長の事務部局			19		19
勤務成績が良くない場合					
心身の故障の場合			19		19
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定めた事由による場合					
教育委員会の事務部局			4		4
勤務成績が良くない場合					
心身の故障の場合			4		4
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定めた事由による場合					
その他					
勤務成績が良くない場合					
心身の故障の場合					
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定めた事由による場合					
合 計			23		23

## (2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠った場合又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合において、職場の秩序を維持し、回復を図るために行われる処分です。

平成25年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

(単位：件)

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
市長部局					
法令に違反した場合		1			1
職務上の義務違反又は職務を怠った場合		2			2
全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合					
教育委員会の事務部局					
法令に違反した場合					
職務上の義務違反又は職務を怠った場合					
全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合					
その他					
法令に違反した場合					
職務上の義務違反又は職務を怠った場合					
全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合					
合 計		3			3
法令に違反した場合		1			1
職務上の義務違反又は職務を怠った場合		2			2
全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合					

## 5 職員のサービスの状況

### (1) 職務専念義務免除の状況

職務専念義務は、次の場合に限り免除されます。

- ア 職員団体等の適法な交渉へ参加する場合
- イ 研修を受ける場合
- ウ 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- エ 公民権を行使する場合
- オ 証人等として裁判所、議会等出頭する場合
- カ 特別職又は他の地方公共団体の職を兼ね、従事する場合
- キ 市行政の運営上特に必要な団体の役職員の職に従事する場合
- ク 措置要求等、及びその審査のため出頭を求められた場合

### (2) 営利企業等従事許可の状況

営利企業等への従事に関しては、職員の営利企業等への従事の許可に関する規則により許可基準を定め、運用しています。

(単位：件)

区 分	市長の事務部局	教育委員会の事務部局	その他	計
営利を目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及びこれに準ずる職員の地位を兼ねる場合	47	1		48
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	1			1
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	31			31
合 計	79	1		80

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 職員研修の実施状況

石巻市人材育成基本方針では、『求められる職員像』を次のように捉え、その実現に向けて、中長期的な視点に立ち人材育成の推進に努めています。

- 「市民感覚を有する職員」
- 「チャレンジ精神を有する職員」
- 「経営感覚を有する職員」
- 「豊かな人間性を有する職員」

石巻市人材育成基本方針の第3次計画については、震災の影響により今後策定予定としておりますが、第2次計画においても職員研修は、人材育成の中心的手法と位置付けており、体系的・効果的に研修を実施し、人材育成の推進を図りました。

なお、職員研修には、集合研修、派遣研修、職場研修及び自主研修があります。

#### ア 集合研修

集合研修は、職階や職種ごとに必要とされる基本的能力や知識を習得させることを目的として行うもので、階層別研修と特別研修があります。

区 分	内 容	回 数	受講者
階層別研修	新規採用職員研修、新任主査級研修、新任課長補佐研修、新任課長研修、任期付職員研修	18回	152人
特別研修	メンタルヘルス研修（新任管理職員、ポスト課長補佐対象）、交通安全研修	3回	315人

#### イ 派遣研修

派遣研修は、日常とは異なる環境での「体験」を通して、先進的でより高度な専門知識や技術を習得することを目的として行うものです。

区 分	内 容	回 数	受講者
派遣研修	防災研修、先進地視察研修、防火・防災管理者講習、エネルギー管理講習、自衛消防業務新規講習、危険物取扱者保安講習等	16回	97人

#### ウ 職場研修

職場研修（OJT）とは、日常業務を通じ、職場の上司や先輩が部下や後輩に対し計画的、継続的に教育指導することであり、職員研修の基本となるものです。

## エ 自主研修

自主研修は、職員自らの意思で能力の開発・向上のために学習するもので、各種研修セミナー、通信教育等の情報提供に努めるほか、自主的なグループ研究活動や通信教育受講に対する助成制度の整備を図るものです。

### (2) 勤務成績の評定の概要

実施していません。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員の健康診断の状況

(単位：人)

区 分	受 診 者
定期健康診断	9 6 7
人間ドック	5 6 5
胃がん検診	6 7 0
大腸がん検診	7 0 1
乳がん検診	2 1 6
子宮がん検診	4 1 0
V D T 検診	0
結核検査	9 5 0

### (2) 公務災害補償の状況

(単位：件)

加 入 団 体	発生件数	認定件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金 宮城県支部	1 0 件	6 件	公務災害 7 件 通勤災害 3 件

8 職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の利益の保護の状況

(1) 勤務条件に関する措置要求の状況

該当ありません。

(2) 不利益処分に関する不服申立等の利益の保護の状況

該当ありません。

9 公平委員会の業務の状況

(1) 職員の勤務条件に関する措置要求の審査、判定及び必要な措置

該当ありません。

(2) 職員に対する不利益処分についての不服申立てに対する裁決、決定

該当ありません。

(3) 管理職等の範囲の指定

ア 管理職員等の範囲を定める規則による指定の有無 有

イ 管理職員等の範囲の変更等件数 2件

(4) 職員団体間の登録、変更登録、登録取消等

職員団体の名称	登録年月日 (変更日)	事務所の所在地	法人となる旨の申し出	年度中の変更登録状況
石巻市職員労働組合	昭和41年11月	石巻市穀町14番1号	有(平成14年8月27日)	有:登録事項の変更(役員改選) (平成14年8月27日)